

臨床研究法の下での臨床研究等における
疾病等及び不具合等の取り扱いに
関する手順書

名古屋大学医学部附属病院

2025 年 4 月 1 日 Ver. 2

目次

- I 本手順書
- II 疾病等の報告・対応
- III 不具合の報告・対応

I 本手順書

1. 本手順書の目的

本手順書は、「名古屋大学医学部附属病院における臨床研究審査委員会に関する内規」を補完することを目的とし、名古屋大学医学部附属病院（以下「名大病院」という。）が臨床研究法の下で実施する特定臨床研究及び臨床研究（以下「臨床研究等」という。）における疾病等及び不具合の報告・対応に関する手順を定めるものである。

2. 本手順書の作成・改訂・承認

本手順書の作成・改訂は、経営企画課臨床審査公正係に所属する職員、その他必要な職員をもって構成する名古屋大学臨床研究審査委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。本手順書の承認及び改訂版の承認は名古屋大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）および名古屋大学臨床研究審査委員会委員長（以下「委員長」という。）が行う。

II 疾病等の報告・対応

1. 臨床研究審査委員会への疾病等の報告

- (1) 研究責任医師（他施設共同研究の場合、研究代表医師）は、次に掲げる事項を知ったときは、それぞれ当該各号に定める期間内に「医薬品の疾病等報告書（厚生労働省統一様式8）」を用いて、名古屋大学臨床研究審査委員会（以下「名古屋大学CRB」という。）に報告しなければならない。

- 一 次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる臨床研究等の実施によるものと疑われるものであって予測できないものの 7日
- イ 死亡
- ロ 死亡につながるおそれのある疾病等

- 二 未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究を実施する場合における次に掲げる事項 15日
- イ 次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる臨床研究等の実施によるものと疑われるもの（第一号に掲げるものを除く。）
- (1) 死亡
- (2) 死亡につながるおそれのある疾病等
- ロ 次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる臨床研究等の実施によるものと疑われるものであって予測できないもの（第一号に掲げるものを除く。）
- (1) 治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要とされる疾病等
- (2) 障害
- (3) 障害につながるおそれのある疾病等
- (4) (1)から(3)まで並びに死亡及び死亡につながるおそれのある疾病等に準じて重篤である疾病等
- (5) 後世代における先天性の疾病又は異常
- 三 次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究の実施によるものと疑われるもの（第二号ロに規定するもの及び効果安全性評価委員会が設置された特定臨床研究において発生したものを除く） 30日
- イ 治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要とされる疾病等
- ロ 障害
- ハ 障害につながるおそれのある疾病等
- ニ イからハまで並びに死亡及び死亡につながるおそれのある疾病等に準じて重篤である疾病等
- ホ 後世代における先天性の疾病又は異常
- 四 未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究等以外の特定臨床研究を実施する場合における次に掲げる事項 15日
- イ 死亡（感染症によるものを除く。）の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究の実施によるものと疑われるもの
- ロ 次に掲げる疾病等（感染症を除く。以下第四号及び第五号において同じ。）の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究の実施によるものと疑われるもので

あって、かつ、当該特定臨床研究に用いた医薬品等の使用上の注意等から予測することができないもの若しくはその発生傾向の変化が保健衛生上の危害の発生若しくは拡大のおそれを示すもの

- (1) 治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要とされる疾病等
- (2) 障害
- (3) 死亡又は障害につながるおそれのある疾病等
- (4) 死亡又は(1)から(3)までに掲げる疾病等に準じて重篤である疾病等
- (5) 後世代における先天性の疾病又は異常

ハ 未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究の実施によるものと疑われる感染症による疾病等の発生のうち、当該医薬品等の使用上の注意等から予測することができないもの

ニ 未承認又は適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究以外の特定臨床研究の実施によるものと疑われる感染症による死亡又はロ(1)から(5)までに掲げる疾病等の発生（ハを除く。）

五 特定臨床研究の実施に起因するものと疑われる疾病等の発生（第一号から第四号に掲げるものを除く） 定期報告時

- (2) 他の機関の研究代表医師が実施する臨床研究に従事する研究責任医師は、(1)に規定する疾病等の発生を知った時には、これを実施医療機関の管理者（病院長）に報告した上で、研究代表医師に通知しなければならない。
- (3) 多施設共同研究において、研究代表医師が各前項の規定による報告を行ったときは、その旨を速やかに各研究責任医師に情報提供しなければならない。この場合において当該各研究責任医師は、速やかに当該情報提供の内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。

2. 厚生労働大臣への疾病等の報告

特定臨床研究を実施する研究責任医師（他施設共同研究の場合、研究代表医師）は、次に掲げる事項を知ったときは、名大CRBへの報告に加えて、医薬品医療機器総合機構を通じて、厚生労働大臣への報告をそれぞれ当該各号に定める期間内に行わなければならない。

- (1) 次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる臨床研究等の実施によるものと疑われるものであって予測できないもの 7日

- 一 死亡
 - 二 死亡につながるおそれのある疾病等
- (2) 次に掲げる疾病等の発生のうち、未承認又は適応外の医薬品等を用いる臨床研究等の実施によるものと疑われるもの（前号に掲げるものを除く。）
- 15日
- 一 死亡
 - 二 死亡につながるおそれのある疾病等

Ⅲ 不具合の報告・対応

1. 認定臨床研究審査委員会への不具合等の報告

- (1) 研究責任医師（多施設共同研究の場合、研究代表医師）は、臨床研究等を用いる医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生であって、当該不具合によって次に掲げる疾病等が発生するおそれのあるものについて知ったときは、これを知った日から30日以内に、「医療機器の疾病等又は不具合報告書（厚生労働省統一様式9）」を用いて、名大CRBに報告しなければならない。
- 一 死亡
 - 二 死亡につながるおそれのある疾病等
 - 三 治療のために医療機関への入院又は入院期間の延長が必要とされる疾病等
 - 四 障害
 - 五 障害につながるおそれのある疾病等
 - 六 第三号から第五号まで並びに死亡及び死亡につながるおそれのある疾病等に準じて重篤である疾病等
 - 七 後世代における先天性の疾病又は異常
- (2) 他の機関の研究代表医師が実施する臨床研究等に従事する研究責任医師は、第一項各号に規定する疾病等の発生を知ったときは、これを実施医療機関の管理者に報告した上で、研究代表医師に通知しなければならない。
- (3) 多施設共同研究において、研究代表医師が各前項の規定による報告を行ったときは、その旨を速やかに各研究責任医師に情報提供しなければならない。この場合において当該各研究責任医師は、速やかに当該情報提供の内容を実施医療機関の管理者に報告しなければならない。